

南砺市クリエイタープラザ入居者募集要項

1. 施設所在地及び建物の概要

- 所在地： 富山県南砺市立野原東 1514 番地 18
東海北陸自動車道城端サービスエリア 桜ヶ池ハイウェイオアシス内
- 建物の概要： 木造 2 階建て 2 棟
入居オフィスの他、ホール、貸室、カフェ、展示設備等

2. 募集入居部屋等

○A 棟 2 階

- オフィス A 1、52 m²、月額 47,000 円 オフィス A 2、32 m²、月額 29,000 円
- オフィス A 3、37 m²、月額 34,000 円 オフィス A 5、24 m²、月額 22,000 円
- オフィス A 6、24 m²、月額 22,000 円
- コワーキングスペース 月額 5,000 円

○B 棟 2 階

- オフィス B 1、23 m²、月額 21,000 円 オフィス B 2、23 m²、月額 21,000 円
- 厨房、48 m²、月額 230,000 円（カフェは共用スペースとなります。）

○設備について

(1) オフィス（A 1、A 2、A 3、A 5、A 6、B 1、B 2）

- ・オフィスは完全個室ですが、機器の保守点検等にはご協力をいただきます。
- ・各オフィス内は 24 時間利用可能です。
- ・各オフィス内は個別空調を完備しています。
- ・各オフィスの電気代は、使用量に応じ毎月事務局が請求します。
- ・電話、インターネットの引込口は各部屋に設置してありますが、回線への接続等は入居者各自で行っていただきます。
- ・火気の使用はできません。

(2) コワーキングスペース、セミオフィス（A 4）

- ・オフィス入居者を含め、24 時間利用可能です。
- ・コワーキングスペースには、共用 Wi-Fi、鍵つきロッカーを備えています。
- ・共用の給湯室を備えています。

(3) 厨房

- ・厨房内で不足する機材等々については持込みをお願いします。

3. 入居資格

- クリエイターとして事業を行っている方、または事業を始めようとしている方
※クリエイターとは、コンテンツビジネスをベースにしたクリエイティブ産業（広告、芸術、ゲーム、アニメ、伝統工芸、デザイン、映像、音楽等々）に従事する者の他、クリエイティブに新産業の創造や、地域ブランドを創出できる方。

- 入居申請時に何が出来るか、何をやりたいかの事業プランを具体的に持っている方。
- 住民税、事業税等の滞納をしていないこと。

4. 入居期間

- 各オフィスについては1年更新
- コワーキングスペースについては1年更新
- 厨房については1年更新

5. 施設利用条件

- 居住はできません。
- 入居スペースで騒音、振動、悪臭等を発生させないこと。
- クリエイタープラザ及び周辺施設で実施する事業に積極的に協力すること。
※この施設は共用空間もありますので、土日祝祭日夜間はイベント等により音や人の出入りが多くなります。

6. 入居取消条件

- 次の事由に該当する場合は入居を取り消します。
- 公序良俗に反する行為を行ったと認められるとき
 - 故意に施設又は設備を破損させたとき
 - 入居者が（従業員含む）集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う団体に所属していると認められたとき
 - 偽りその他不正な手段により使用許可を得たことが判明したとき
 - 正当な理由なく、使用料及び電気料を滞納したとき
 - 施設管理者の指導に従わないとき
 - 条例、規則の規定に違反したとき
 - 施設利用について、他の入居者と協調ができないと認められるとき

7. 入居審査

- 申請書及び添付書類を審査のうえ2週間以内に審査結果を連絡します、また、必要により面接審査を行います。

8. 提出書類・添付書類

- クリエイタープラザ使用（入居）申請書
- 添付書類（様式無し）
 - ア 事業計画書、企画書にもしくはそれに類するもの（会社案内等）
 - イ 個人・グループにあっては代表者の履歴書、企業にあっては経歴書（アの兼用可）
 - ウ 個人・グループは代表者の住民票の写し、企業はその登記事項証明書の写し
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書等決算関係書類（企業のみ、コワーキング入居は除く）

9. 問合せ先

○〒939-1835 富山県南砺市立野原東 1514-18 南砺市クリエイタープラザ事務局
TEL0763-62-3106 FAX0763-62-3107 E-mail info@sakura-crea.jp

10. 移住定住支援、子育て支援に関する情報

○移住定住 南砺で暮らしません課 <http://www.kurashi.city.nanto.toyama.jp/>